

サン調剤薬局新青森駅前店

調剤管理料&服薬管理指導料に関する 掲示	調剤管理料 患者様又はご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、受付けた処方箋の処方内容について薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録やその他必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。 服薬管理指導料 患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。また、必要に応じて医薬品リスク管理計画（RMP）に基づく資料を活用いたします。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の情報を収集した上で薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。薬剤交付後においても、必要に応じて指導等を実施してまいります。
特掲診療料の施設基準に関する掲示	調剤報酬にかかわる下記の施設基準を地方厚生局に届出しております。、 ・調剤基本料1 ・連携強化加算 ・後発医薬品調剤体制加算 2 ・在宅薬学総合体制加算1 ・医療DX推進体制整備加算 ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料
明細書の発行状況に関する掲示	当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望されない方は事前にその旨お申し出下さい。
オンライン資格確認体制に関する掲示	当薬局では、 ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。 ・当該保険薬局に来局した患者様に対し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤等を行っています。
評価療養、患者申出療養又は選定療養の 内容及び費用に関する掲示	令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。 特別の料金とは 先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。 例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。 端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。
居宅療養管理指導に関する掲示	1提供するサービスの種類 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導 2営業日および営業時間 月・火・木・金 9時00分～18時00分 水・土 9時00分～13時00分 日曜・祝日 休み 3利用料金（1割負担の場合） 単一建物居住者が1人 518円/回 単一建物居住者が2～9人 379円/回 単一建物居住者が10人以上 342円/回 ＊算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度。 ただし、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養を受けている方の場合は、週に2回かつ月に8回を限度。 ＊麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合、上記金額に1回につき100円が加算されます。 ＊中山間地域等小規模事業所加算10%が加算されます。
医療情報取得加算に関する掲示	当薬局では、医療情報取得加算について以下の通り対応を行っています。 ・電子情報処理組織を使用した調剤報酬請求を行っている、オンライン資格確認を行う体制を有しております。 ・マイナ保険証の利用等を通じて患者様の薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して調剤を行うことにより、質の高い医療の提供に努めております。
医療DX 推進体制整備加算に関する掲 示	当薬局では、医療DX推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。 ・オンライン請求を行っています。 ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。 ・医療薬剤師が、電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有しております。 ・電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しております。（経過措置 令和7年3月31日まで） ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しております。（経過措置 令和7年9月30日まで） ・マイナンバーカードの健康保険証利用の活用について、実績を有しております。（令和6年10月1日から適用） ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っています。 ・電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しております。
連携強化加算に関する掲示	当薬局は災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保しております。 ・都道府県知事より第二種協定指定医療機関の指定 ・感染症対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練の実施 ・個人防護具を備蓄 ・新型インフルエンザ等感染症等の発生時等において、要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症に係る検査キットの提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料等の提供ができる体制を整備 ・自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行う体制の整備 ・災害対応に係る当該保険薬局の保険薬剤師に対する研修、訓練の実施 ・災害や新興感染症発生時における薬局の体制や対応について、それぞれの状況に応じた手順書等の作成 ・情報通信機器を用いた服薬指導を行う体制の整備 ・要指導医薬品及び一般用医薬品の販売、検査キットの取扱い
容器代等保険外費用に関する掲示	患者様に実費負担していただくサービス等について 当薬局では、必要に応じて保険外費用を頂戴しております。また、患者様の希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしております。 ○再使用できない水薬又は軟膏薬のポリ容器 ・容器の大きさによって実費 30円～100円 ○薬剤の持参料、郵送料 ・実費相当 ○プラスチック買物袋（レジ袋） ・1枚3円